

**August 03, 1978**  
**Cable No. 1512, Ambassador Sato to the Foreign Minister,  
'Treaty of Peace and Friendship between Japan and China  
Negotiations (10th Meeting)'**

**Citation:**

"Cable No. 1512, Ambassador Sato to the Foreign Minister, 'Treaty of Peace and Friendship between Japan and China Negotiations (10th Meeting)'," August 03, 1978, History and Public Policy Program Digital Archive, 2010-367, Act on Access to Information Held by Administrative Organs. Also available at the Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. Contributed by Yutaka Kanda and translated by Stephen Mercado.

<https://digitalarchive.wilsoncenter.org/document/220015>

**Summary:**

Note discusses difficulties between the Japanese and the Chinese negotiating the Treaty of Peace and Friendship.

**Original Language:**

Japanese

**Contents:**

- English Translation
- Japanese Transcription
- Scan of Original Document

Number: (TA) R055748 5503

Primary: Asian Affairs Bureau Director-General

Sent: China, August 3, 1978, 19:05

Received: MOFA, August 3, 1978, 20:24

To: The Foreign Minister

From: Ambassador Sato

Japan-China Peace Treaty Negotiations (10th Meeting)

No. 1512 Secret Top Urgent

(Limited Distribution)

Re: Outgoing Telegram No. 1502

On the 3rd, from 3:35 to 5:10 pm, the 10th meeting took place over a period of 1 hour and 35 minutes (including a break of 50 minutes from 3:55). A summary of its main points is as follows (place and participants same as at previous meeting):

1. At the start, I said that today was the turn of the Japanese side to host the meeting and, asking that the Japanese side be allowed to go first, spoke as per separate telegram.
2. After my statement, Vice Minister Han proposed taking a break, so both sides took a break for approximately 50 minutes.
3. After the break, Vice Minister spoke as follows:

(1) The new draft that the Chinese side put forth yesterday is one that the Chinese side has put forth with a focus on the overall situation from a political angle based on the Sino-Japanese Joint Statement, after repeated serious and careful examination in taking into consideration to the greatest extent the Japanese side's view. The Chinese has already made its maximum concession. I believed that this draft would be satisfactory to the Japanese side as well, but this sound and practical new draft, full of the Chinese side's sincerity, was rejected by the Japanese side. We cannot but think that this is extremely regrettable.

(2) We would like to solemnly stress the following. The Chinese side's firm determination to observe the Sino-Japanese Joint Statement is unwavering and not vacillating in the least. The Chinese side absolutely cannot consider any attempt (note: in Chinese, qitu) to weaken, water down or reject the spirit or substance of the anti-hegemony clause or to retreat from the Sino-Japanese Joint Statement. As the Chinese side sees it, to accept the pressure of third parties, comply with it or submit to it would be lacking in wisdom and without political insight. Frankly speaking, such phrases that the Japanese side has put forth in negotiations, such as "any specific third country" or "any third country," are all a retreat from the Joint Statement, a rehash of Miyazawa's so-called four conditions. Speaking to the point, it is submitting to Soviet pressure. The Chinese side did not agree to expressions that were such a clear attempt at retreat, does not agree to them now, and will not agree to them in the future.

(3) The negotiations between China and Japan begun from July 21 have obtained results. Our two sides should work together and treat with care the results obtained.

(4) The Chinese side firmly believes that an early conclusion of the China-Japan Treaty of Peace and Friendship, on the basis of the Sino-Japanese Joint Statement, is in conformity with the

interests and desires of the peoples of the two countries. The Chinese side ardently and sincerely (note: in Chinese, inqie de zhenxin de) hopes for an early conclusion of the treaty. At the same time, we will observe firmly and without wavering the principle of opposition to hegemony.

(5) The Chinese side's attitude has been a consistent and positive one. However, this definitely does not mean ignoring principle and rushing to a settlement. In short, the Chinese side has no room to compromise on issues of principle.

(6) Lastly, we sincerely hope that our Japanese friends now sincerely examine once more China's view and the draft that the Chinese side presented yesterday.

4. In response, I spoke as follows:

(1) There are problems and points with which I cannot agree in what Vice Minister said just now, but I think that there will be an opportunity for me to talk about this tomorrow.

(2) As Vice Minister Han said, we think that it is important that both sides work together and treat with care the results obtained in the meetings since the 21st.

(3) What we should do here is not talk with raised voices at one another but quietly and sincerely seek out points satisfactory to both sides. This is what I would like to do.

(4) I would like to end today's meeting here.

5. In response, Vice Minister Han said the following:

I wonder whether there will be a statement tomorrow from you regarding what I said today.

I have not much more to say regarding the issue of opposition to hegemony but, if the Ambassador were able to offer a response tomorrow to what I said today, I would like to hear his view of it tomorrow.

6. Thus ended today's meeting. We agreed to hold the next meeting tomorrow from 3:30 pm.

(End)

極秘

番 (TA) R055748 5503 主管

78年 月03日19時05分 中

78年 08月03日20時24分 本省着 ア局長

外務大臣殿 大使

日中平和 約交 (第10回 議)

第1512 極秘 大至急

(限定配布)

往電第1502にし

3日午後3時35分より5時10分まで1時間35分にわたり(途中3時55分から約50分間の休けいを含む)、第10回 議を行なつたところ概要次のとおり。(談の場所及び出席者は前回談に同じ)

1. 冒頭本使より、本日は日本側が談を主さいする順番であるが、日本側より先に言させていただきたいとして、別電のとおり言を行なつた。

2. 本使言の後、韓副部長は休けいを提案したので双方とも休けいに入り、約50分間休けいした。

3. 休けい後、韓副部長は次のとおり述べた。

(1) 昨日中 側の提出した新しい案文は、中 側が中日共同 明を基礎にし政治的なく度から大局に着かんし、最大限に日本側の意見を考慮に入れしゆく、かつしん重に討を重ねた上で提出したものである。中 側は既に最大の を行なつた。この案分は日本側も足できると信じていたが、中 側の誠意に ちた確に行可能な新しい案文は先ほどの大使の言で日本側の拒絶を受けた。これにしわれわれは甚だ 念に思わざるを得ない。

(2) われわれはおごそかに次のことを重ねて強調したいと思う。中 側が中日共同 明を守る 固たる決意はゆるぎなきものであり、いささかも動ようすることはない。反は 項の精しんと 質を弱め、ほねぬきにし、否定し、中日共同 明から後退するいかなる意(注:中語;企)も中 側は全く考慮できない。第三者の力を容認し、それに迎合し、ひいてはくつするいかなるやり方も、中 側からみれば、それはえいちに欠け、政治的見識がないものである。率直に言うと、日本側が交の中で提出した「特定の第三」とか、「いずれかの第三」とかは、いずれも共同 明から後退するものであり、いわゆるミヤザワ4件のやき直しである。ズバリ言えば、ソ連の力にくつ服したものである。このような明らかに後退を る表現には中 側は過去も同意しなかつたし、現在も同意しないし も同意できるものではない。

(3) 7月21日から始まつた中日交 は、成果を めている。われわれ双方とも努力を共にして、めた成果を大切にすべきである。

(4) 中 側は、中日共同 明を基礎にして、中日平和友好 約を早期締結することは、 の利益に合致し、人民の願いに合致するものであると確信している。中 側は、真心を込めてちゆう心より(中語:いん切的真せいの) 約の早期締結を希望する。同時にわれわれは、反は の原則をも 固としていささかもゆるぐことなく守る。

(5) 中 側の態度は、一かんして積極的なものである。しかし、これは決して原則を無視して妥結を急ぐことを意味するものではない。要するに、原則問題においては、中 側には妥協の余地はない。

(6) 最後にわれわれは、せい意をもつて日本の友人が中 の意見と、昨日われわれが提出した中 側の案文を今一度真けんに 討されることを希望する。

4. これにし、本使より、次のとおり述べた。

(1) ただ今の韓副部長のお話しの中には問題点や私の同意出ない点も含まれているが、これについては明日にも私よりお話する機があるものと思う。

(2) 韓副部長が述べられたように、われわれは、21日からの談で双方の努力によりめた成果を大切にすべきであると考え。

(3) われわれがなすべきことは、ここでを大にして言いあうことではなく、しづかに双方が足出る点を誠意をもつてさがし出すことであり、私はそうしたいと考えている。

(4) 本日はこれで議を終ることとしたい。

5. これにし、韓副部長は次のとおり述べた。

明日は、貴方から本日の私の言にする御言があるのでしょうか。

反は問題については、自分の方からこれ以上話すことはあまりないが、私の本日の言について明日大使の方から回答をいただけるとのことであれば、これにする意見を明日聞きたいと思う。

6. 以上で本日の談を終了し、次回は明日午後3時半から行うことに合意した。

(了)

注意

本電の取扱いは慎重を期されたい。  
本電の発管変更その他については電信一般  
問合せ係(TEL 2172)に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) R055748 5503

主管

78年 月 03日 19時 05分 中 国 発

78年 08月 03日 20時 24分 本 省 着

アノ局長

外務大臣殿

大使 臨時代理大使 総領事 代理

日中平和条約交渉 (第10回会談)

第1512号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第1502号に関し

3日午後3時35分より5時10分まで1時間35分にわたり(途中3時55分から約50分間の休けいを含む)、第10回会談を行なったところ概要次のとおり。(会談の場所及び出席者は前回会談に同じ)

1. 冒頭本使より、本日は日本側が会談を主さいする順番であるが、日本側より先に発言させていただきたいとして、別電のとおり発言を行なった。

2. 本使発言の後、韓副部長は休けいを提案したので双方とも休けいに入り、約50分間休けいした。

3. 休けい後、韓副部長は次のとおり述べた。

(1) 昨日中国側の提出した新しい案文は、中国側が中日共同声明を基礎にし政治的  
なく度から大局に着がし、最大限に日本側の意見を考慮に入れ厳しゆく、かつし  
ん重に検討を重ねた上で提出したものである。中国側は既に最大の譲歩を行なった。  
この案文は日本側も満足できると信じていたが、中国側の誠意に満ちた確実に実行可

参企析調
参一旅移 二査
参北一西

参北北保 一一
参一二
参西東洋 西東 一一

参一二ア
次総経国資漁 参 経国資
参政技一開 書国 技 二理
参参協規
参政経科 軍社専
参道内外
参一二

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係（TEL 2172）に連絡ありたい。

電 信 写

能な新しい案文は先ほどの大使の発言で日本側の拒絶を受けた。これに対しわれわれは甚だ残念に思わざるを得ない。

(2) われわれはおごそかに次のことを重ねて強調したいと思う。中国側が中日共同声明を守る断固たる決意はゆるぎなきものであり、いささかも動ようすることはない。反は権条項の精しんと実質を弱め、ほねぬきにし、否定し、中日共同声明から後退するいかなる意図（注：中国語；企図）も中国側は全く考慮できない。第三者の圧力を容認し、それに迎合し、ひいてはくつつ従するいかなるやり方も、中国側からみれば、それはえいちに欠け、政治的見識がないものである。率直に言うと、日本側が交渉の中で提出した「特定の第三国」とか、「いずれかの第三国」とかは、いずれも共同声明から後退するものであり、いわゆるミヤザワ4条件のやき直しである。ズバリ言えば、ソ連の圧力にくつつ服したものである。このような明らかに後退を図る表現には中国側は過去も同意しなかつたし、現在も同意しないし将来も同意できるものではない。

(3) 7月21日から始まった中日交渉は、成果を収めている。われわれ双方とも努力を共にして、収めた成果を大切にすべきである。

(4) 中国側は、中日共同声明を基礎にして、中日平和友好条約を早期締結することは、両国の利益に合致し、両国人民の願いに合致するものであると確信している。中国側は、真心を込めてちゆう心より（中国語：いん切的真せいの）条約の早期締結を希望する。同時にわれわれは、反は権の原則をも断固としていささかもゆるぐことなく守る。

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電 信 写

(5) 中国側の態度は、一かんして積極的なものである。しかし、これは決して原則を無視して妥結を急ぐことを意味するものではない。要するに、原則問題においては、中国側には妥協の余地はない。

(6) 最後にわれわれは、せい意をもつて日本の友人が中国の意見と、昨日われわれが提出した中国側の案文を今一度真けんに検討されることを希望する。

4. これに対し、本使より、次のとおり述べた。

(1) ただ今の韓副部長のお話しの中には問題点や私の同意出来ない点も含まれているが、これについては明日にも私よりお話する機会があるものと思う。

(2) 韓副部長が述べられたように、われわれは、21日からの会談で双方の努力により収めた成果を大切にすべきであると考える。

(3) われわれがなすべきことは、ここで声を大にして言いあうことではなく、しずかに双方が満足出来る点を誠意をもつてさがし出すことであり、私はそうしたいと考えている。

(4) 本日はこれで会議を終ることとしたい。

5. これに対し、韓副部長は次のとおり述べた。

明日は、貴方から本日の私の発言に対する御発言があるのであろうか。

反は権問題については、自分の方からこれ以上話すことはあまりないが、私の本日の発言について明日大使の方から回答をいただけるとのことであれば、これに関する意見を明日聞きたいと思う。

6. 以上で本日の会談を終了し、次回は明日午後3時半から行うことに合意した。

(丁)